

福岡地方裁判所委員会（第46回）議事概要

1 開催日時

平成29年11月16日（木）午後3時00分から午後4時30分まで

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

永松健幹委員長，志村英生副委員長，石山恵美子委員，大場信恵委員，川北哲義委員，小林康夫委員，鈴嶋晋一委員，田中利美委員，手嶋一雄委員，初村清香委員，柵木澄子委員，森村純子委員，山口朋宏委員（委員長・副委員長以外の委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

岩田淳之裁判官，木村幹人事務局長，杉浦宏明刑事首席書記官，江頭誠民事首席書記官，今村恵一裁判員調整官

（庶務：福岡地方裁判所事務局）

田崎良作総務課課長補佐

4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

□ 前回の議事概要について委員から意見があるようですが。

◎ 前回の議事概要については若干遺憾な部分があるということを申し上げておきます。

（1）「裁判員制度～より参加しやすくするための方策について～」

（福岡地方裁判所今村裁判員調整官説明）

（2）裁判員制度についての意見交換

□ 裁判員候補者として選ばれて，裁判員として選ばれるまでの手続についてご理解いただければと思う。裁判1件につき120名の裁判員候補者を

選任しても、最終的には平均20名の裁判員候補者の中から裁判員を選ぶこととなることから、どのようにすれば欠席率及び辞退率の増加を止めることができるのか、ご意見をいただきたい。

- 裁判官候補者に2回当たった私の知り合いが、「なぜ2回も当たるのか、自分のような主婦が難しい裁判に関わるより専門の方が判断をしていただいたほうがいいと思う。」と言っていた。裁判員になりたい方があればその方になっていただければいいのではないか。抽選で2回、3回当たることがあるのか。
- ◇ 先ほどご説明したとおり、まず裁判員候補者名簿からパソコンで無作為抽出による選定を行い、選定された方に期日の通知書を送付するので、選定された方が辞退した場合には、再度、裁判員候補者名簿から選定され、通知書を送付する場合もある。
- 裁判員候補者名簿は1年間使用するもので、実際に裁判員や補充裁判員になった方はその名簿から外れ、二度当たることはないのですが、辞退された方や欠席された方は選定の対象となるので、また選定される可能性がある。
- 一般市民が裁判員として裁判を行うのは難しいのではないかと、専門家に行ってもらう方がいいと思う。
- 裁判員制度は国民の皆さんに刑事裁判に参加していただき、国民の視点及び感覚を反映させ、裁判全体に対する理解を深めて司法への信頼を高める制度であり、国民の皆さまの御協力が必要であることから、御理解と御協力をお願いしたい。
- △ 説明内容は、裁判員側の人数の説明だったが、裁かれる側、裁判員裁判の対象となる事件のコントロールはできないのか。全部の事件ではないと思われるが、どのような事件を裁判員裁判の対象としているのか。犯罪率は下がっていると思われる。

- ◇ 裁判員法上、どのような事件を裁判員裁判にするのか明確に規定されており、法定刑で「無期以上の刑」など重大な犯罪については実施すると定められていることから、裁判所において事件数をコントロールするということはできない。前年度の事件数を参考に、今年的事件数を予測しながら名簿を作成している。
- 重大な犯罪について裁判員裁判を行うので、全体の刑事事件数は減っているかもしれませんが、福岡では重大な事件は減っていないという状況にあるのではないかとと思われる。裁判員裁判対象事件の新受件数は全国的には減少しているなか、福岡ではいったん減少したが、平成26年から増加している状況である。事件数を減らすというコントロールはできないことから、裁判員の方の欠席や辞退を減らし、裁判員になっていただけるようにしなければならない。
- 辞退率上昇及び出席率低下の原因の仮説の一つとして非正規雇用の増加が取り上げられている。以前、裁判員裁判の説明を受けた際、選任手続から数日で裁判が開始される方がいいですよねと言われたが、非正規雇用の立場から考えて、個人的には困ると正直思った。なぜなら、非正規雇用の勤務形態はそれぞれ違うが、月のうち何日又は週のうち何日という勤務でほぼ日給・月給であり、私たちの職場ではシフト制がとられているので、6週間前に選任期日を知らせてくれれば選任期日の日は出席できるが、選任された場合と選任されなかった場合の両方について手当てするのは非常に難しい。選任期日から相当期間後に裁判となれば有休を取るか、シフトを外すかということになるが、シフトを外せばその分収入に直接影響するし、有休を取れてシフトを変更したとしても他の人の負担が増えるので、そのような状況で選任されたとしても業務上の都合で断る可能性もある。非正規雇用は労働者の全体の四割ぐらゐを占め、以前とは違い収入を補てんするためではなく、主たる生計維持者が非正規雇用の場合も増え

ていることから、仕組みとして何か手当でできるとすれば、選任期日から裁判開始日までの期間を開けていただく必要があると思われる。選任される確率も約2倍とかなり高いので考えていただかないと、非正規雇用者としては負担が大きい。現状ではやはり辞退せざるを得ないと思う。

△ 以前もらった資料で、実際に裁判員になった方の男女比率を見ると女性が少ない。裁判員の対象年齢も70歳で切ってしまうのではなく、70歳を超えれば女性も多くなるのではと思う。男女差があるのが疑問ではあったが、説明を聞いて理解できた。

◎ 裁判所に来るための旅費及び宿泊費などが低額であり、日当は裁判員候補者について1日当たり8,000円位で、裁判員について1日1万円以内であることから、裁判員より仕事をしていた方が経済的負担は少ないし、宿泊費は場所によって違うが、1泊当あたり8,700円か7,800円支払われるが、裁判員裁判が行われる本庁が所在する都市部で直前にホテルを取ろうとしたらその金額では赤字になる。裁判員候補者や裁判員になった場合の予算措置を講じなければいけないと思う。

○ 労働者側の立場から非正規雇用者の問題について取り上げられたところだが、人手不足についても大きな問題となっている。福岡県企業の99.8%は中小企業という状況であり、商工会議所や中小企業連絡会の方々から聞いた話では、慢性的な人手不足で、今は人口減少に伴って若い人たちが職を選ぶ時代になって、どこでも人が足りない状態が続いているとのことである。非正規雇用について、お金の問題が取り上げられているが、職場に迷惑をかけてしまうという問題が一番多くなっていると感じているところである。裁判員裁判の方が日当の金額が多い場合もあるかもしれないが、シフトを変更する必要がある場合には、なかなか出席するのは難しいのではないか。

□ 中小企業で人手不足のところは、出席するにはなかなか難しいという御

意見だが、裁判所としてはできるだけ送り出していきたいと思っていると、率直なところ難しいと感じられる場合もあるか。

△ 裁判員裁判の審理回数が三、四回だったのが5から7回となると、事業主の方も負担が大きくなって大変になると思われる。出席する方も事業主に対して遠慮して、出席しない方向になるのではないか。回数が多いような難しい事件は精神的な負担も大きいのではないか。三、四回で終わりそうな事件であれば参加しやすいと思われる。

□ 裁判員裁判の審理回数は、当初から比較すると増えていると思う。

◇ やはり回数は増えてきているのは確かだが、要因の一つとしては、裁判員を経験した方から「もう少し時間がほしかった」「ゆっくり考えたかった」という声が寄せられて、増えてきているのも確かである。いったん裁判員裁判に参加すると、責任を持って判断したいという気持ちがおそらく一番強くなると思われ、三日でいいのかと思われる方もいらっしゃる。ただし、審理日数が長くなると、参加するに当たってのハードルが高くなるし、そのあたりのバランスをどうとるのか、私たちにとっては悩ましいところである。

□ 審理日数については、連続して審理する場合、1週間のうち一、二日裁判員裁判を休んで、そのとき仕事に行っていただくというやり方をする場合等、いろいろなやり方がある。責任をもって判断したいので審理日程を充実すべきという要請とより参加しやすくするためにもできるだけ審理日数は短くすべきという要請がある中、難しい判断で運営しているところがあるが、審理日数が増えれば参加しづらくなるのは事実であることから、その点を検討する必要があると思う。

◎ 一般の方が見て裁判所が裁判員裁判についてどう考えているのかがわかりにくいのではないかと思う。広報はどうしているのか。裁判員裁判が始まる頃は、1年以上前から所長を先頭にいろいろなところに出向かれて協

力を求める様々な活動をされており、ニュースでも取り上げられていたと思うが、現在定着した段階で、「裁判員裁判の意義」とか「ぜひ裁判員になってください」といった宣伝をどのくらいされているのか、一般の方々にはなかなか見えないのではないか。裁判所はもっと熱心に広報活動を行うべきではないのか。

- ◇ 福岡地方裁判所総務課広報係を中心に広報活動に取り組んでいる。日常的な広報活動としては、団体傍聴、裁判所見学会、ウェブサイト及びパンフレット等の整備などに取り組み、団体傍聴については、10名以上で裁判傍聴を希望される場合には、事前に申込みをいただき、裁判員裁判の法廷傍聴にも対応している。裁判所見学会については、事前に申込みをいただき、裁判所の説明、模擬裁判員裁判、職員への質疑応答、法服を着用して記念撮影などを行っている。広報行事としては、1年間を通して春の憲法週間行事、夏休み子ども見学会、秋の法の日週間行事などを行い、広く参加者を募っている。
- ◎ 一般的な広報活動に裁判員裁判の広報が埋もれてしまっているのではないか。一般広報とは別枠でやらなければならないのではないか。毎年が難しければ5年に1回は、発足当時程度の広報をやらなければ現状のような事態になるのではないか。
- 裁判員裁判制度についてのテレビコマーシャルは行っていないのか。一般の方々に一番浸透するのはテレビなどによる広告ではないか。裁判所が行っている広報活動は、裁判員に興味のある方々の目には届くと思われるが、一般の方々の目にはあまり届かないのではと思われる。裁判員に選任されるのは、ごくごく一般の方々であり、そのような方が自分が裁判員に選ばれるかもしれないと考えて裁判所の広報行事に積極的に参加されるようなことはないと思われる。例えば、厚労省による高齢者の肺炎に関する広告がテレビで流れたりすると何となく覚えているもので、広く国民に知

ってもらえる方法としてテレビコマーシャルも良いのではないかと思います。

裁判員候補者に選定されてから選任手続期日に出席するかどうか迷われている期間に、裁判員経験者の経験談などが聞けたら良いと思われる。例えば、裁判員を経験してよかったことや悪かったことなど体験談を記載した資料を送付するなどすればよいのではないか。

- ◇ 現在、選任手続期日の通知書と一緒に送付している「裁判員裁判ナビゲーション」という冊子に裁判員経験者の感想などを載せている。
- 事前に、最高裁判所で作成された裁判員広報用DVD「評議」を視聴した。すごく良い内容だったが、率直に、裁判員はやりがいは感じるものの、大変そうだというイメージを持った。このDVDを見て自分が裁判員をやりたいかと自問したところ疑問符が付いた。
- 裁判員制度発足当時は確かにマスコミにもたくさん取り上げられていた記憶があるが、今度取り上げられるのは一区切りのつく制度発足10年になるのではないかと思います。先ほども出ていた意見と同様であるが、自分も裁判員裁判に参加するために、仕事を休むことには困難を伴うと思う。制度的な観点からは、現在は70歳以上の方について辞退事由が認められているところ、高齢者の方にも負担なく参加できるようにすることなどが考えられる。広報活動については、一般の方々にとって、裁判員裁判は「面倒くさいな」という感覚を持つのではないかなと思われることから、裁判員制度に対する興味をわき起こすためには、出前講座などを地道にやっていくべきではないかと思われる。
- 審理日数について、平均6日と言われているが、連日審理が行われることになるのか、または、どれくらいか間隔があくものなのか。
- ◇ 事件や裁判所により、例えば、管内に離島がある裁判所であったりと様々な事情があり、全国で一概に言えるわけではない。例えば、6日の審理日数であれば、一般的には6日間連続して審理するのではなく、週に3日

審理するとして2週にわたって実施することが一般的だと思われる。ただし、遠方から来られる方がいる場合には、連日で審理しないと何度も往復してもらわないといけないこともあることから、そのような事情も考慮することになると思われる。

- 間隔を置いて審理する場合には、例えば、1日おきに審理するものなのか。
- ◇ 週に3日の審理であれば、連日になることが多いのではないかとと思われる。一方で、なかなか難しい審理については、あまり間隔が空いてしまうと記憶が維持できなくなることから、記憶が鮮明なうちに評議をすることも大切なことであり、そのあたりのバランスをとる必要がある。
- ある程度の規模の企業であれば、裁判員裁判に参加する従業員の休暇制度が整っていると思われるので、裁判員裁判に参加すること自体は職場では問題とならないと思われるが、6日間ほぼ毎日又は1日おきに裁判員裁判に参加するとなると、長期の休暇がなかなか取れないという企業の実情において、長期間不在となることの負担、例えば、自分の仕事が溜まるとか、そういうことへの不安が出てきそうだと思う。
- ◎ 裁判員の守秘義務が課せられているが、ある程度緩やかにすべきではないか。本当の秘密の部分を話すのはできないことであるが、裁判員経験者からは良い経験をしたとの感想を持つ方も多いことから、裁判員の経験談をある程度自由に話す機会を設け、守秘義務により話せないというストレスをなくすようにして、裁判員経験者の生の声を広げていただいた方が良いと思われる。
- 裁判員経験者にお話ししていただく機会として、年2回裁判所の主催で意見交換会を実施しており、マスコミにも取材してもらっている。守秘義務にかかる内容は話すことはできないが、それ以外の感想等を話してもらって発信している。評議の秘密を守る必要があることから、守秘義務につ

いても守ってもらっているところである。守秘義務の範囲については法曹三者で若干のずれがあるかもしれないが、裁判員に重荷にならないように実施していかなければならないと考えている。

△ 裁判員に選ばれて参加する際には、自分の職場に迷惑がかかることを気にするとは思いますが、送り出す企業に対し手当や感謝状を出すなどの制度があれば、従業員も気楽に行けるのではないか。企業が誇りを持てるような方策があればいいのではないか。

○ 国民の関心が低下しているとの話があったが、地方裁判所委員会の開催前に送っていただいた資料、パンフレット及びDVDに目を通したところ、分かりやすく簡単に理解できる内容であったことから、このようなものをもっと普及させるといいのではないかと思う。裁判所のウェブサイトにも掲載されていたが、さらに目に触れるように広報活動に力を入れた方がよい。

◎ 裁判所のウェブサイトは非常に分かりにくいので、もっと一般の方が見やすく、また、見ようと思うようなホームページを作成したほうがよい。

(3) 次回委員会（第47回）の予定

ア テーマ

「民事調停制度の活用について」

簡易裁判所における民事調停の利用が減少しており、裁判所としては民事調停を利用してもらいたいと考えている。民事調停を活用するにはどうしたらいいか、地方裁判所委員会で御意見を伺い参考にさせていただきたい。

イ 日時

平成30年3月8日（木）午後3時から（1時間30分程度）

以上